

規 則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

埼玉県教育委員会規則第十号

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年埼玉県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第七条の七の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立期間」を「審査請求をすることができる期間」に改める。

第八条の次に次の一条を加える。

第八条の二 条例第十二条の五第一項前段の教育委員会規則で定める職員は、任命権者が定める学校職員とする。

2 条例第十二条の五第一項前段の教育委員会規則で定める期間は、第十一条に規定する学校職員の勤務期間による割合（以下「期間率」という。）については基準日以前六箇月以内の期間とし、第十四条に規定する学校職員の勤務成績による割合（以下「成績率」という。）については基準日以前の直近の勤務成績の評価に係る期間を勘案し、任命権者が定める期間とする。

第九条第一項第一号中「前条各号」を「第八条各号」に改める。

第十条を次のように改める。

（勤勉手当の支給割合）

第十条 条例第十二条の五第二項に規定する勤勉手当の支給割合は、期間率に成績率を乗じて得た割合とする。

第十二条第二項第二号中「している学校職員」の下に「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である学校職員を除く。）」を加える。

第十四条を次のように改める。

（勤勉手当の成績率）

第十四条 成績率は、学校職員の勤務成績に応じ、再任用学校職員以外の学校職員にあつては百分の百六十以下、再任用学校職員にあつては百分の七十五以下の範囲内において、任命権者が定めるものとする。この場合において、学校職員が基準日以前六箇月以内の期間において法第二十九条の規定による懲戒処分を受けて

いるときは、別に人事委員会が定める基準に従い定めるものとする。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。